

## 「市民が創る学校」の提案

2010/09/10 古山明男（多様な教育を推進するためのネットワーク代表）

現在の社会は、個人化、情報化へと急激な変化を起こしていますが、教育は依然として工業社会を支えるための画一的なものとなっています。多様な教育が発生できるようにし、人々の選択肢を増やす必要があります。

コミュニティ・スクールなど新しいタイプの公立学校を作つて、教育を柔軟なものにしていくことは、たいへん重要です。

いっぽうで、創意工夫をもった教育者、保護者が集まって自分たちの学校を創れるようになります。地域の人たちで学校を作る方式では、マイノリティはいつまでたっても多数派の蔭に隠れ、自分たちの教育を持つことができません。

民間には、教育理念型（シュタイナー教育、モンテッソーリ教育など）、障害児、外国人、不登校などのニーズに対応する無認可教育機関がすでに多数存在します。

2001年からの構造改革特区において、株式会社立学校とNPO立学校のメニューができていきましたが、いずれも、民間で新しい教育を作っている人たちの受け皿とはなれませんでした。（添付別紙に具体的な理由を記述）

### 具体的要望

#### ○ 特区を利用した汎用NPO学校

広くニーズに応え、教育フロンティアの開拓を目的とする汎用目的のNPO立学校を、10月の構造改革特区に提案する予定です。市民が担う「新しい公共」の実現のため、文科省のご理解と協力をいただけるようお願い申し上げます。

#### ○ その財政支援

NPO立学校ができるても、利用者の負担額は小さくないため、利用者に経済格差がけてしまします。学校設置NPOへの認定NPOと同等の税額控除の適用、バウチャーの利用による助成などをご検討いただけるようお願いいたします。

#### ○ そのクオリティ・アシュアランスの研究

設置容易なNPO立学校の制度ができると、そのクオリティ・アシュアランスが問題になります。研究は進めていますので、文科省と懇談の場を持つことができれば幸いです。

(以上)

(別紙)

#### 構造改革特区を利用して民間教育機関が学校になるときの問題点

- 構造改革特区を利用して、ニーズ対応の民間教育機関のうち数校が学校法人となつた。研究開発学校（802）、校地校舎の自己所有を要しない小学校等（820）が、もともと重要な規制緩和であった。  
しかし、借用できる廃校があること、資産要件を満たすこと、援助的な自治体が存在することが必要なため、数校だけが正規学校になれた。
- 株式会社立学校（816）、不登校NPO学校（817）が、民間から教育を発生させるため中心と目された規制緩和であったが、どちらも民間の草の根教育を作っているたちの受け皿になれなかつた。
- 816（株式会社立学校）は、ニーズ対応の民間教育機関にとって
  - ・ 嘗利的であるとの印象を与える。
  - ・ 税制上、不利がある。
  - ・ 社会的信用を得にくく、寄付などに不利。という問題があつて、利用されなかつた。
- 817（不登校NPO学校）は、不登校要件があるため、教育理念型のNPO学校にとっては使えなかつた。教育理念型のNPO学校は、一般生徒を集めていた。  
いっぽう、実際に不登校児童生徒に対応しているフリースクールは、多くは小規模なものであり、設置基準が高すぎた。また、正式の学校になればかえって法制に縛られることが嫌われた。  
また、行政側も、不登校NPO学校をオルタナティブ教育育成の方策として活用する意思がなかつた。